

新	旧	備考
<p>温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成 21 年 3 月 4 日 09 - 制度 - 00011 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正</p>	<p>温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成 21 年 3 月 4 日 09 - 制度 - 00011 沿革 <u>平成 25 年 11 月 11 日</u> 一部改正</p>	
<p>輸出契約、<u>仲介貿易契約及び技術提供契約</u>（以下「輸出契約等」という。）のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる設備・機器に係るものに対する貿易一般保険包括保険（機械設備）<u>特約書、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書及び貿易一般包括保険（技術提供契約等）特約書</u>に基づき締結される貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険については、下記のとおり取り扱う。</p>	<p>輸出契約<u>及び</u>仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる設備・機器に係るものに対する貿易一般保険包括保険（機械設備）<u>特約書及び</u>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険については、下記のとおり取り扱う。</p>	
<p>（地球環境保険特約の申込み等）</p> <p>第 1 条 保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する輸出契約等に係る貿易一般保険包括保険（機械設備）<u>特約書、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書及び貿易一般包括保険（技術提供契約等）特約書</u>により締結する貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険の申込みの際に、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第 4 条第 1 号から第 9 号までに該当する事由の場合の約款第 3 条第 2 号及び第 4 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額を保険価額に 100 分の 100 を乗じた金額とすることを希望するときは、その旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。</p>	<p>（地球環境保険特約の申込み等）</p> <p>第 1 条 保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する輸出契約等に係る貿易一般保険包括保険（機械設備）<u>特約書及び</u>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書により締結する貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険の申込みの際に、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第 4 条第 1 号から第 9 号までに該当する事由の場合の約款第 3 条第 2 号及び第 4 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額を保険価額に 100 分の 100 を乗じた金額とすることを希望するときは、その旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。</p>	
<p>「 地球環境保険特約</p>	<p>「 地球環境保険特約</p>	
<p>（非常事由に係る船積後の保険金額）</p> <p>第 1 条 貿易一般保険約款（<u>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00001</u>。以下「約款」という。）第 4 条第 1 号から第 9 号までに該当する事由の場合の約款第 3 条第 2 号及び第 4 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は保険価額に 100 分の 100 を乗じた金額とする。</p>	<p>（非常事由に係る船積後の保険金額）</p> <p>第 1 条 貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第 4 条第 1 号から第 9 号までに該当する事由の場合の約款第 3 条第 2 号及び第 4 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は保険価額に 100 分の 100 を乗じた金額とする。</p>	
<p>第 2 条 （略）</p>	<p>第 2 条 （略）</p>	
<p>（地球環境保険特約の申込方法等）</p>	<p>（地球環境保険特約の申込方法等）</p>	

新	旧	備考
<p>第2条 保険契約者は、前条に規定する旨の申込みを行う場合であつて、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）<u>手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00025）</u>により申し込むとき、貿易一般保険包括保険（企業総合）<u>手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00027）</u>により当該手続細則別表第2に該当する輸出契約等を申し込むとき、<u>貿易一般包括保険（技術提供契約等）手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00028）</u>により申し込むとき及び貿易一般保険（個別）<u>手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00021）</u>により申し込むときは、別紙に掲げるものに該当する輸出契約等であることを証する書類を添付して申し込むものとする。</p>	<p>第2条 保険契約者は、前条に規定する旨の申込みを行う場合であつて、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）<u>手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00025）</u>により申し込むとき、貿易一般保険包括保険（企業総合）<u>手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00027）</u>により当該手続細則別表第2に該当する輸出契約等を申し込むとき及び貿易一般保険（個別）<u>手続細則（平成13年4月1日 01-制度-00021）</u>により申し込むときは、別紙に掲げるものに該当する輸出契約等であることを証する書類を添付して申し込むものとする。</p>	
<p>2 輸出契約等（引受対象となる部分に限る。）に別紙記載の設備・機器に係る部分（以下「対象部分」という。）とそれ以外の部分を含む場合は、保険契約の申込時において対象部分の代金の額の割合が二分の一以上である場合に限り当該輸出契約等を地球環境保険特約の対象とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p>2 輸出契約等（引受対象となる部分に限る。）に別紙記載の設備・機器に係る部分（以下「対象部分」という。）とそれ以外の部分を含む場合は、保険契約の申込時において対象部分の代金の額の割合が二分の一以上である場合に限り当該輸出契約等を地球環境保険特約の対象とする。</p>	
<p>別紙 （略）</p>	<p>別紙 （略）</p>	